

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人美翔会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 〒020-0866 盛岡市本宮六丁目11番10号
- (3) 設立認可年月日 平成28年 7月19日
- (4) 設立登記年月日 平成28年 8月 3日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ゆいとびあ歯科医院	盛岡市本宮六丁目11番10号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年10月25日 令和2年度決算の決定

令和 3年10月25日 役員改選 (人員追加あり)



法人名 医療法人 美翔会

※医療法人整理番号

3 9 3

所在地 岩手県盛岡市本宮六丁目11番10号

財 産 目 録

(令和 4年 8月31日現在)

1. 資 産 額	113,336 千円
2. 負 債 額	92,617 千円
3. 純 資 産 額	20,718 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	70,486
B 固 定 資 産	42,849
C 資 産 合 計 (A + B)	113,336
D 負 債 合 計	92,617
E 純 資 産 (C - D)	20,718

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))



様式 3 - 2

法人名 医療法人 美翔会

※医療法人整理番号

893

所在地 岩手県盛岡市本宮六丁目11番10号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	70,486	I 流 動 負 債	22,160
II 固 定 資 産	42,849	II 固 定 負 債	70,457
1 有 形 固 定 資 産	28,171	負 債 合 計	92,617
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	14,677	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	10,718
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	20,718
資 産 合 計	113,336	負債・純資産合計	113,336



法人名 医療法人 美翔会

※医療法人整理番号

393

所在地 岩手県盛岡市本宮六丁目11番10号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	182,633
2 事業費用	189,756
本来業務事業損失	7,122
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	7,122
II 事業外収益	8,415
III 事業外費用	525
経常利益	766
IV 特別利益	189
V 特別損失	0
税引前当期純利益	955
法人税等	215
当期純利益	740



898

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 美翔会

理事長 藤本 淳 殿

私は、医療法人 美翔会の令和2会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年10月20日

医療法人 美翔会

監事 渡邊 勝